

# 横浜市立野庭中学校「部活動における活動方針」

横浜市立野庭中学校 部活動顧問会

## 第一条 部活動の方針

- ①部活動を通じて豊かな人間性としなやかでしたたかな生き抜く力を育み、調和のとれた学校生活の実現を目指します。
  - a.部活動休養日を週に1日以上、土日1日以上として設定します。
  - b.1日の活動時間は、平日2時間程度、土日3時間程度として設定します。
  - c.大会やコンクール等で土日続けて活動した場合は、休養日を他の日に振り替えて休養日を確保します。
  - d.学校は、本活動方針を学校HPで公開するとともに、保護者説明会等で説明します。

## 第二条 部活動の性格

- ①保護者の承認を得た希望生徒が参加し、共通の興味や関心を持つ生徒をもって組織します。
- ②学年や学級を離れて、生徒が主体的に知識や技能の習得を目指す活動とします。
- ③活動内容は文化的・体育的とします。

## 第三条 部活動のねらい

- ①共通の興味と関心を追求し、仲間意識、諦めない心、粘り強さ、感謝の気持ちや思いやりなどの豊かな感性を養います。
- ②共通の興味と関心を追求し、楽しく豊かな共同生活を築き、好ましい人間関係を養います。
- ③創意工夫して主体的に活動する態度を養います。
- ④自己の能力を一層伸ばす態度を養います。
- ⑤常に健康安全につとめる態度を養います。

## 第四条 組織

- ①部活動の運営にあたり部顧問会をおく。
  - a.部活動顧問会は部活動に関する諸問題の早期解決のために話し合う。
  - b.部活動顧問会は過半数の参加を得て成立し、決定は参加者の多数決とする。
  - c.部活動顧問会は全顧問から「顧問代表」を1名選出し、取りまとめをおこなう。

## 第五条 設置及び廃部に関するもの

- ①部は希望生徒とそれを指導する顧問の申し出により、全教職員の承認（職員会）によって設置できる。同好会は認めない。
- ②部員数が減少した場合は、顧問の申し出により、全教職員の承認（職員会）の上、次年度の募集を停止することができる。また、指導できる教職員が欠けた場合は、同様に新入部員の募集を停止することができる。ただし、現部員の卒業までの活動を保障する。
- ③部員の構成にあたっては、学年・学級の区別をしない。

## 第六条 入退部に関するもの

- ①希望する生徒とその保護者が規定の入部届（保護者―担任―顧問）により申し出たものを顧問が承認した場合に入部することができる。
- ②入部届は1年ごとに提出する。
- ③部に在籍する期間は原則として3か年がのぞましい。

## 第七条 活動日、時間に関するもの

- ①顧問は月間活動計画を校長に提出するとともに、保護者及び生徒に配付する。また、校外での活動は前日までに校外引率届を提出し、校長の許可を得て活動する。
  - ②活動時間は次のとおりとする。

4月・9月	午後5時45分 終了	同6時 下校
5月～8月	午後6時15分 終了	同6時30分 下校
10月・2～3月	午後5時15分 終了	同5時30分 下校
11～1月	午後4時45分 終了	同5時 下校
- ※朝練習に関しては、開門は7時00分とし、顧問の指導のもとに8時15分まで活動できる。

## 第八条 活動に関するもの

- ①顧問は部活動の方針及び年間活動画を作成し、保護者や生徒に活動方針を説明するとともに、月間活動計画を作成し生徒の健康安全に十分配慮して活動する。
- ②部活動は学校教育の妨げになってはならない。教科、学校行事、学級活動、生徒会活動などと重なる場合は、それらを優先させる。
- ③顧問は定期テストや学力・学習状況調査など、生徒の学習に支障のないよう配慮する。定期テスト3日前から部活動は休止する。
- ④顧問が不在の場合は活動しないものとする。ただし、特段の事情がある場合には顧問以外の教職員への依頼は可能である。

## 第九条 部費について

- ①保護者の了解のもと、部活動のために部費を集めることができる。ただし、部費の年度額範囲は部活動顧問会にて決める。
- ②会計報告は学校長の承認を得て年度末に保護者に報告する。

## 第十条 行事に関するもの

- ①部は学校代表として校長の認めた対外行事(公式試合、練習試合、コンクール)などに参加することができる。

## 第十一条 施設用具に関するもの

- ①学校教育活動に支障のない範囲で教科の施設を共用利用できる。その場合、管理は顧問が行ない、使用前と同じにしておく。故意に破損した場合は部の負担とする。
- ②部の施設、用具の管理は顧問が行なう。
- ③部室の使用規定は別に定める。

## 第十二条 兼部に関すること

- ①試合成立に人数が足りていない部活動のみが兼部生徒を求めて良い。
- ②兼部ができるのは一つまでとする。
- ③兼部生徒の対象は全部の生徒とする。
- ④兼部を打診する生徒の調整は顧問間で行うこととする。
- ⑤顧問間で確認が取れたら、兼部を依頼する顧問から生徒が所属顧問に了解をとる。
- ⑥保護者にも十分に説明をし、「兼部届」を提出する。
- ⑦経済的負担を考え、兼部の生徒からは部費はとらない。
- ⑧用具も可能な限り部活動で用意をし、どうしても必要な用具は説明し、購入を促す。
- ⑨顧問間で話し合いをし、兼部を許可する生徒を決定する。
- ⑩あくまでも無理強いをせず、生徒が悩まないように配慮する。
- ⑪兼部の期間は短期や長期を問わないが、本人、保護者、顧問で調整する。
- ⑫メインの部活動を優先するが、状況に応じて兼部する部活動に参加する。
- ⑬活動中は部員と同じように、各部のルールに則り、活動をする。
- ⑭運動部の部員を兼部登録する場合、各競技で二重登録が可能であることをそれぞれの顧問が確認を取る。

## 第十三条 部活動振興会について

- ①部活動振興会は休止とする。ただし、校長会、教育委員会、中体連等が主催または共催する県大会以上の大会に出場し、部活動振興会会長（PTA 会長）が必要と判断した場合、関係者を招集し、部活動の支援にあたる。

## 第十四条 その他

- ①各管理規定を守る。
- ②休養日については、平日は月に4日以上、土日には年間52日以上とし、各部の実態に応じ、保護者や生徒の理解のもと弾力的な運用を可とします。
- ③一日の活動時間については、平日2時間程度、土日3時間程度を目標とし、週16時間未満となるよう配慮します。準備や後片付け、移動時間は活動時間としません。
- ④朝練習は、各自が不足している技術や体力を補強する機会とし、学校はそれを支援します。生徒は心身のコンディションを考慮して、参加することとします。
- ⑤地域貢献活動は、活動時間としません。
- ⑥顧問は、大会やコンクール等の活動環境に応じて、生徒が主体的かつ十分に力が発揮できるよう、コンディションを考慮した適切かつ柔軟な活動及び指導をします。
- ⑦月間活動計画は、月間予定表で代替することを可とします。

### [付則]

- ・平成31年3月8日より「部活動における活動方針」と名称を変更し、加筆訂正し実施する。